

交通安全

4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が行われ、期間中は、立科町交通安全協会、役場職員を中心に保育園・小学校周辺や通学路の横断歩道で街頭指導や広報車による巡回を行い、児童の安全確保を行いました。

期間中の行事

(町・交通安全協会、佐久警察署の協力による活動)



4月6日
■啓発活動
「佐久警察署川西庁舎前」にて交通指導所を開設しました。



チャイルドシート着用推進活動

4月12日、たてしな保育園において、チャイルドシート着用の徹底を目的に推進活動を行いました。6歳未満の幼児を車に乗せるときは、その幼児の発育の程度に応じた形状のチャイルドシートを使用しましょう。万一の事故の際、子どもを守るにはチャイルドシートだけです！



4月6日
ツルヤ立科店にて啓発活動を行いました。

東北信市町村交通災害共済 見舞金請求の手引き

- ・請求期間は事故発生日から2年以内です。
- ・治療実日数（入通院合算）が2日以上から見舞金の支給対象となります。
- ・見舞金の請求については、治療が全て終了した時点で請求してください。

①役場窓口で見舞金請求書、交通事故証明書、診断書を受け取ります。

●見舞金請求書

- ・住所、氏名、口座等を記入してください。
- ・2枚複写になっていますので、必ず2枚目にも押印してください。

●交通事故証明書

【警察届出がある場合】

- ・交通事故証明書申請用紙により郵便局で交付手数料を振込むと申請者の住所へ郵送されます（概ね10日前後で郵送されます）
- ・正本を提出した場合は、交付手数料（540円）も支給されます。

【警察届出がない場合】

- ・組合指定の事故証明書に事故状況等を記入してください。

●診断書

- ・複数の医療機関にかかっている場合は、各医療機関の診断書を提出してください。ただし、1日に複数の医療機関にかかった場合は、治療実日数は1日となります。
- ・死亡の場合は死体検案書も認められます。

●診断書の領収書（コピー可）

- ・診断書の正本を提出した場合に提出してください。領収書の提出により、診断書の取得に要した額を1回の請求につき1通分、3,000円を上限に支給します。

②全ての書類が揃った時点で市町村窓口へ提出してください。

③見舞金が決定すると、市町村を通して見舞金決定通知書が郵送されます。

☆提出書類

- ①見舞金請求書
- ②交通事故証明書
- ③診断書
- ④診断書料の領収書
(コピー可・診断書が正本の場合のみ)
- ⑤戸籍抄本（死亡の場合のみ）